

自動車税種別割 はやわかりグリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、平成 14 年度以降、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車については自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、逆に、初回新規登録から一定年数を経過した自動車については税率を重く（重課）する特例措置が行われています。

対象となる自動車の納税通知書の税額は、軽課又は重課後の額となります。

税率が軽減される自動車（軽課）

令和 6 年度に初回新規登録され、次の基準を満たす自動車については、令和 7 年度の 1 年間に限り税率が軽減（軽課）されます。

なお、初回新規登録された年度は、通常の税額を月割で課税します。

1 電気自動車等

対象自動車の基準	税率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス基準※から NOx10%低減） ※車両総重量 3.5t 超 12t 以下のものについては、平成 22 年排出ガス基準	おおむね 75%軽減

2 営業用乗用車のみ（要件をすべて満たすもの）

	対象自動車の基準		税率
	要件①	要件②	
ガソリン車 L P G 車	平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和 12 年度燃費基準 90%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	おおむね 75%軽減
		令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	おおむね 50%軽減
ディーゼル車	平成 30 年排出ガス規制適合 又は 平成 21 年排出ガス規制適合	令和 12 年度燃費基準 90%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	おおむね 75%軽減
		令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和 2 年度燃費基準達成	おおむね 50%軽減

税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から 11 年を経過するディーゼル車及び 13 年を経過するガソリン車・L P G 車は、翌年度から税率が重く（重課）なります。

対象自動車の基準		税率	
		バス・トラック	その他
ディーゼル車	年度当初時点で初回新規登録から 11 年を経過 （初回新規登録日が平成 26 年 3 月 31 日以前）	おおむね 10%重課	おおむね 15%重課
ガソリン車 L P G 車	年度当初時点で初回新規登録から 13 年を経過 （初回新規登録日が平成 24 年 3 月 31 日以前）		

（注 1）電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド・プラグインハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

（注 2）永久抹消登録するまで重課税率が適用されます。